

統計法等に関する研究会（第４回） 議事概要

１ 日 時 令和８年７月１７日（金）１５：００～１７：００

２ 場 所 総務省第二庁舎６階特別会議室（Ｗｅｂ開催併用）

３ 出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、後藤構成員、佐久間構成員、高部構成員、堀澤構成員

【審議協力者】

総務省統計局

【事務局】

北川政策統括官（統計制度担当）、阿南大臣官房審議官、植松統計企画管理官、栗原統計品質管理推進室参事官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官、大畑統計企画管理官補佐

４ 議 題

（１）調査員調査について

（２）ミクロデータ利用の利便性向上について

（３）公的統計作成等へのAI等のデジタル技術の活用及びAI等によるデータ分析に資する統計データの提供について

（４）その他

５ 議事概要

（１）調査員調査について

ア 調査方法の見直し及び行政情報と民間データの有効活用・保護の強化について

総務省統計局から、資料１－１に基づいて調査方法の見直し及び行政情報と民間データの有効活用・保護の強化について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ インターネット回答は今後も進めるべき。一方で、インターネット回答を進めると調査員数が少なくなると考えるが、調査員一人当たりの負担はどうなるのか。

郵送配布方式の場合、居住の実態確認が難しいと考えるが、郵便局との連携はどうなっているか。

調査員の確保が難しい地方公共団体では、職員が調査員になっている実態の説明があったが、そのように職員を動員している割合が高い市町村の特徴はあるか。

→ 調査の在り方を見直しに当たっては、例えば、郵送配布方式を拡充すれば調査員による調査書類の配布事務はなくなるが、一方で郵送調査用の名簿の作成事務が新たに発生することになるため、調査全体の業務量を考えながら検討してまいりたい。

郵送配布方式については、令和7年国勢調査で試行的に実施したところであり、特別あて所配達郵便の活用についても一定の課題があるので、その課題を解決できるよう整理して郵便局とも連携してまいりたい。また、例えば、住民基本台帳の情報を用いて郵送配布をする場合、現況の郵便事業の業務との関係も整理していきたいと考えている。いずれにせよ、検討すべき事項は多岐にわたるので、今後郵便局とも相談・連携してまいりたい。

地方公共団体の職員を動員している状況については、政令指定都市など大規模市町村では割合が低く、小規模市町村では割合が高くなる傾向があるが、他方で、小規模市町村でも自治会との関係等もあって割合が低いところもあるので、一概には言えない状況にある。

○ 国勢調査は他の統計調査に母集団情報を提供する基盤となる統計調査であり、失敗できない調査であるため、新しい調査手法を導入するに当たっては、試験調査などで十分に実現可能性を検討しながら進めてほしい。

○ インターネット回答が進むことは喜ぶべきことであるが、どういう形でインターネット回答をしているかも把握しながらインターネット回答を進めるべき。

地方公共団体の職員が調査員になる場合、その職員を調査員として雇うのか、それともその地方公共団体の業務の一環として調査員業務をしているのか。

→ 地方公共団体の職員が調査員になる場合は、その地方公共団体で兼業の手続きなどをしていただき、調査員として任命している。

○ 国勢調査の調査方法の見直しで得られた知見を還元することで他の統計調査が見直しを行う契機にもなる。

イ 調査員調査の見直しについて

事務局から、資料1-2に基づいて調査員調査の見直しの方向性等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ マンションの管理会社が協力するには、まずは管理組合からの了承をもらう必要があると考えられるので、法的なものとして協力の規定や提供したデータに関する管理規定などがあると、管理組合も了承を出しやすくなり、管理会社も協力しやすくなると思う。

○ 資料1-2の2ページの「法律に関する見直しについて」に記載されていることは重要だが、それ以外に調査の簡素化も重要。調査項目を縮減することは、調査内容を報告者に説明する調査員の事務負担軽減にもつながるものであるため、この点も強調していければよいと思う。

→ 法律的な手当としては、他の調査や行政データとの重複排除という視点は本研究会で議論いただいているが、統計の縮減につながる話はデータ利活用を促進する視点からは慎重に検討する必要がある。なお、総務省が行う統計調査の審査や統計委員会での審議といった場で調査項目の必要性などはこれまでも確認しているところであり、法律面だけでなく、運用面でも調査の見直しは進めていきたい。

○ 本研究会の議論において、長期的には調査方式ではなく、レジスター方式を視野に議論していくのか。

→ 諸外国ではレジスター方式が導入されているものと承知しているが、諸外国と我が国とは制度など実情が異なるため、レジスター方式については、諸外国の制度や我が国の現状なども踏まえつつ中長期的に考えてまいりたい。

○ 統計調査業務を担う調査員の知見・ノウハウ、例えば報告者と接触する際の注意点や上手な対応方法など調査員の経験値を共有していく必要があるのではないか。

→ 調査員の地道な活動の重要性は認識している。例えば、総務省では登録調査員向けの中央研修において調査員の方々に好事例等を共有いただき。更に、この中央研修を受講した方が、地元に戻ってそのノウハウを他の調査員に共有いただいているところ。引き続き調査員のノウハウを繋げていけるように、こうした地道な取組を進めてまいりたい。

○ 統計調査の負担軽減という視点だけでなく、調査以外のデータソースを多様化することにより統計の正確性の向上も重要な視点であるため、今後説明していく際は両方の視点を説明していくなど工夫してもらいたい。

○ 統計調査の負担軽減とともに他の行政データや民間データを活用することでデータの質の向上を高めるというメッセージを出すことは重要である。そのため、法律上、データホルダーが提供するデータに関する管理規定があると、データホルダーも信頼性のある機関へのデータ提供をしやすくなる。

○ 高い精度が求められる国の大規模統計調査は、全国の調査員や、その調査員を確保する地方公共団体の皆様の尽力によって成り立っているが、近年の人口減少や高齢化の進展により、調査員の確保が困難となっている。このような認識の下、今後の統計作成は、行政や民間のデータ、デジタル技術の活用を最大限に進めて、調査員による調査は必要最小限に抑制していく必要があるといった基本的な考え方について賛同が得られたと考える。

具体的な対応として、行政データやデジタル技術の活用に向けた法制的な課題への対応のほか、個別調査の見直しについては次期の公的統計基本計画に方針や見直しの手順を定めていただき、調査員確保の負担の大きい大規模な調査から重点的に点検していただくとよいのではないかと考える。また、マンション管理組合の論点については、民間データ活用の取組として重要と考えられるので、マンション管理組合への周知方法の検討など、実現に向けて検討を進めていただきたい。

(2) ミクロデータ利用の利便性向上について

事務局から、資料2に基づいて、ミクロデータ利用の利便性向上についての追加の論点等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 提供元の企業等が二次的利用に同意した場合の民間データの二次的利用や、調査票情報等の提供を受けた研究者等に費用負担を求めることについては異論ない。ま

た、災害発災時を含めて行政機関に名簿情報を提供するに当たって、公益性等の審査を不要とすることにも異論はない。ただ、行政機関であっても、名簿情報を超えた分の調査票情報を提供する場合には、データの取り扱いなどセキュリティに関する研修などが必要と考える。

→ 公的機関への提供に関しては公益性の審査は不要と考えているところであるが、統計法上の適正管理義務についての周知は図ってまいりたい。

○ 提供形態についてリモートアクセスや DVD 等複数あるのが現状ではあるが、将来的には統一していくよう検討をしていただきたい。また、災害発災時の名簿情報の利用については限定的なものなので問題ないと思うが、そもそも統計調査は統計目的以外で使わないということで報告を得ているので、その信頼性が崩れないように留意が必要と考える。

○ 本研究会においての方向性について概ね合意を得られたと考える。次回もミクロデータ利用の利便性向上について御議論いただく予定。

(3) 公的統計作成等へのAI等のデジタル技術の活用及びAI等によるデータ分析に資する統計データの提供について

事務局から、資料3に基づいて、公的統計作成等へのAI等のデジタル技術の活用及びAI等によるデータ分析に資する統計データの提供についての見直しの背景や目指すべき方向性等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 過去分や地方公共団体の統計について機械判読可能な形式への変換を進めるのは難しいと考えるが、どこまで対象を広げて e-Stat に掲載するのか。また、AI を使ってデータを作成することに関しては、AI の技術発展に伴い適用範囲が変わっていくものとする。

→ 過去分を含め全ての統計を機械判読可能な形式に変換するのは業務量的に現実的ではないので、ニーズを踏まえつつ対応してまいりたい。また、地方公共団体の統計を e-Stat に掲載するのも難しいと考えるが、例えば、47 都道府県共通的に作成している統計については、e-Stat で URL などを掲載することができないか考えている。

また、AI の活用については今後も技術発展していくものであること踏まえ、指針や基準など法律事項にはしないことで、時代に合わせて柔軟に対応できるようにしたいと考えている。

○ 人が見るのに適した Excel 等のデータと、機械で読み取れるよう API に対応したデータは切り分けて考える必要がある。そのため、e-Stat の API のデータの構造化を指針等にするのはよいが、AI でデータを読む場合、メタデータが標準化されていないと人間の関与が増えることになる。このため、メタデータの標準化も重要なのでこの点も強調できればよいと考える。また、統計ユーザーの利便性を高めるため、例えば AI の活用することによって、e-Stat において自然言語で検索することで必要なデータを取得できるようにしてほしい。

→ メタデータの重要性は承知しているため、メタデータの標準化について指針等で記載したい。また、e-Stat における自然言語による検索に関しては、総務省統計局で検討していると聞いている。

○ 指針等の中でメタデータの標準化もしっかり記載し、AI の進展に合わせてその指針等を改定していくということが重要。

○ AI 等を活用して統計を作成することについて、今後、具体化していくに当たっては、統計委員会で議論していくことになると思うが、調査担当者においてスモールで試験的に導入する環境が必要で、その結果を踏まえユースケースを具体的に議論できるような形になるとよいのではないかと考える。

また、地方公共団体の統計を e-Stat に掲載することについては、どうニーズを把握し、どう優先順位をつけていくのかを工夫する必要がある。進め方としては、ニーズを具体的に測れるようにして、優先度が高いものは支援の在り方やインセンティブを工夫していくとよいと考える。

→ 統計委員会担当室で調査研究として国内や諸外国の取組事例を集めているので、それを統計委員会に還元して審議に生かしてまいりたい。

→ AI に係る取組は各府省でも検討がなされているので、各府省にヒアリングをして有用なものは他の府省に横展開すること考えられる。地方公共団体の統計に関しても、ニーズに応じてメリハリをつけて対応したいと考えている。

○ 統計の作成に AI を活用することについて多様なユースケースがあり、ユースケースごとにリスクがある。例えば、個人情報だけでなく、データのバイアスなどのリスクもあるので、法律上は広く規定し運用で柔軟に対応できるようにしつつ、ユースケースやリスクについて各省で共有する必要がある。

また、ファイブスターのレベル 4 以上の形で公表されるのが望ましいが、現在公表されていないものでも公表されれば価値はあるので、レベル 4 以上を必須とするのではなく、レベル 3 以下でも認めることがインセンティブとしては重要である。

→ 諸外国でも AI のリスクはあると言われているので、リスクも踏まえた上で進める必要がある。重要な業務統計は機械可読のレベルが低くても公表することに意義があるので、指針等に記載することなどを検討したい。

○ 機械可読化をどこまで求めるかについて最低限なものとベストプラクティスは分ける必要がある。理想的にはレベル 3 までを網羅し、階層が低いところにデータがあり生成 AI が既に読んでくれていて、ある程度操作すると結果を出してくれるのが理想。現状でも CSV ファイルを生成 AI に読ませるとかなりのことはしてくれる。レベル 4 以上を求めると負担が大きいので、レベル 3 でも生成 AI は読めるのでどのレベルとするか費用対効果を考えながら進めて欲しい。

→ 機械可読化をどのレベルまで求めていくか、費用対効果を考える必要があるので、各省や統計委員会の意見を聞いて指針を作成したい。

○ 従来の調査手法を維持することが困難となってきた現状において、AI 等のデジタル技術を活用した統計の作成、例えば AI を活用することで PDF ファイルを機械判読できるように変換できたりしているので、AI 等の技術の進歩に伴い機械

判読可能な公的統計の提供も進めていかなければならないものとの認識を改めて共有できたと考える。次回も公的統計作成等への AI 等のデジタル技術の活用及び AI 等によるデータ分析に資する統計データの提供について御議論いただく予定。

(4) その他

- 事務局から、次回は、7月29日（水）に開催予定である旨発言があった。

以上